

交通事故等による負傷で治療を受ける場合

◆交通事故で負傷したとき

組合員証(被扶養者証)の使用について

交通事故等の第三者による加害行為で負傷した場合の治療に要する費用は、本来、加害者が損害賠償責任としてその医療費(10割)を負担することになります。

しかし、被害者側(組合員や被扶養者)にも過失がある場合や、何らかの事情でただちに加害者に医療費を負担させることが困難な場合は、組合員証や被扶養者証を使用して治療を受けることができますので、**共済組合へ連絡して手続きをしましょう。**

●組合員証や被扶養者証を使用して治療する場合は、次の書類を共済組合へ提出しましょう。

- | | | | | |
|----------------------------------|----------------|-----|---|---------|
| ①事故報告書 | } 「福祉厚生ハンドブック」 | 様式 | ④ | P.19～23 |
| ②事故発生状況報告書 | | 記入例 | ④ | P.5～7 |
| ③損害賠償申告書 | | | | |
| ④確約書 | | | | |
| ⑤同意書 | | | | |
| ⑥交通事故証明書(自動車安全運転センター発行)……交通事故の場合 | | | | |
- ※自損事故等で相手方がいない場合は、①・②の書類を提出



上記の書類は、後日、共済組合から加害者(加害者加入の保険会社)に対して共済組合が一時的に立替えている医療費(7～9割)の請求を行う際に必要となるものです。これら必要書類を提出しない場合や安易な示談をした場合は、共済組合が立替えている医療費を組合員に負担していただく場合がありますのでご留意願います。

●交通事故に遭ったときの注意点

- ・ **小さな事故でも必ず警察に連絡**し事故の確認をするとともに、軽傷でも人身事故扱いとしてもらいましょう。
- ・ 運転免許証や車検証などで**相手方を確認する**とともに、必ず**相手方の連絡先を控え**ましょう。
- ・ どんな**軽いけが**が**でも**、交通事故によるものであることを告げ、**医師の診察を受け**ましょう。

●最近の損害賠償請求処理状況(青森支部)

	平成29年度(決算)	平成30年度(10月末現在)
処 理 件 数	13件	7件
回 収 金 額	8,539,073円	2,288,468円

※平成29年度公立学校共済組合全体の決算額 201,906,308円

◆公務災害または通勤災害で負傷したとき

公務災害等の治療に要する費用は、地方公務員災害補償基金が補償しますので**組合員証は使用できません。**病院や薬局にも『公務上(通勤上)である』ことを必ず申し出て受診してください。公務上(通勤上)の災害と認定された場合は、病院や薬局から医療費が返還され、あるいは地方公務員災害補償基金が医療費を補償して、自己負担なしということになります。

やむを得ず組合員証を使用した場合は、共済組合が立替払いした医療費(7割)の請求手続きが生じますので、必ず共済組合に連絡してください。